

桜川市長 様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項及び桜川市空家等の適正管理に関する条例（令和6年桜川市条例第20号）第13条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、誓約事項を誓約の上申請します。

記

1 誓約事項

- (1) 桜川市暴力団排除条例（平成24年桜川市条例第17号）第2条第1項第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

- 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のために必要な事業又は事務
- 委託に基づき、空家等の所有者等の探索
- 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

3 添付書類

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 納税証明書等 国税 納税証明書（その3の3）
- 納税証明書等 桜川市税 完納証明書又は市税に未納がないことの証明書
- 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※ 該当する□に✓を記入してください。

※ 市税を納付されている場合は、完納証明書を添付してください。市税を納付されていない場合は市税に未納がないことの証明書を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

第 号
年 月 日

様

桜川市長

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項及び桜川市空家等の適正管理に関する条例（令和6年桜川市条例第20号）第13条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

以上

様式第3号（第3条関係）

空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

第 号
年 月 日

様

桜川市長

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定（更新）申請については、次の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

理由

※この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に桜川市長に対し審査請求をすることができます（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、桜川市長を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはその決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項及び桜川市空家等の適正管理に関する条例（令和6年桜川市条例第20号）第13条第3項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に✓を記入してください。

業務変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

桜川市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

業務廃止届出書

年 月 日

桜川市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、桜川市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	

指定取消書

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条第2項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消日	
取消しの理由	

※この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に桜川市長に対し審査請求をすることができます（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、桜川市長を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはその決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

